

死刑執行に対する会長談話

7月26日、死刑確定者1名に対して死刑が執行された。死刑執行に対して、従来から、当会を含めた多数の弁護士会及び日本弁護士連合会が抗議する声明を発表していたにもかかわらず、再び死刑が執行されたことは、極めて遺憾である。また、今回の執行は、再審請求中に行われたものであり、弁護権・防御権の観点からも問題が残る。

今回の事件は、「秋葉原事件」と呼ばれた無差別殺人であり多数の死傷者が出ている点で極めて強い非難が向けられる。このような犯罪は決して許されるものではない。

しかしながら、今回執行された死刑囚は、幼い頃母親から虐待を受け、社会から疎外され、孤独感を強めた結果、このような事件を引き起こすに至ったとされる。そもそも、刑罰は犯罪への応報にとどまらず、社会全体が犯罪を生み出す背景を考え、将来そのような無差別犯罪をなくすような方向に進まなければならないはずである。それが再びこのような悲惨な事件を起こさせないことに繋がり、社会全体の安全に寄与すると考えられる。死刑制度は、かかる犯罪抑止の観点からも、また死刑囚の置かれた社会的背景を考慮せず、その更生可能性を否定して国家が人命を奪うものであり、人権保障の観点からも問題がある。

日本弁護士連合会は、2016年10月、第59回人権擁護大会において「死刑廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきと宣言した。この宣言の核心は、死刑が生命を剥奪するという刑罰であり、国家による重大かつ深刻な人権侵害であるという点にある。当会も、死刑は人間の生命を奪う不可逆的な刑罰であり、誤判の場合には取り返しがつかないとして、死刑執行のたびに抗議の会長声明ないし談話を発してきた。

国際社会では死刑廃止に向かう潮流が主流であり、OECD加盟国で、死刑を国家として統一して執行し続けているのは日本だけである。そのため、人道的な観点から、国連人権理事会やEU等から重大な懸念が示されているところである。

当会は、死刑制度の存否について積極的な協議・検討を継続して行うことを強く求め、世界における死刑制度の状況を踏まえた我が国における死刑制度の存否についての協議・検討が不十分なままに今回の死刑執行を行ったことに強く抗議する。

2022年（令和4年）8月22日

千葉県弁護士会
会 長 篠 崎 純